

# 独立行政法人農業者年金基金

## 分科会ヒアリング資料

### 目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案 . . . . . 1
  - (2) 「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況 . 8
- (参考資料)  
法人の概要

平成24年10月1日

**農林水産省**

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	農林水産省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金事業	<p>【加入推進活動の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の農業者年金は任意加入となっているが、政策年金として、農業者のリタイア後の生活の保障とともに、就農に対する支援策の一つという面もあることから、政策年金の対象となる若い農業者の加入推進等にポイントをおいた目標の設定について検討する。</li> <li>・業務受託機関(市町村(農業委員会)、農協)に対する業務委託費についても、加入推進の新たな目標に沿った考え方の下に、受託機関のインセンティブを喚起するような配分方法に見直すことを検討する。</li> </ul> <p>【業務受託機関に対する審査指導の見直し】</p> <p>年金業務の適正な実施のためには、当法人の管理運営の適正化に併せ、業務受託機関における業務の適正性を確保することが不可欠である。このため、当法人が定期的に審査指導を行う業務受託機関の割合を増やすとともに、課題等の見られる業務受託機関に対しては特別な審査指導を行うなど、審査指導の拡充・強化を図ることを検討する。</p> <p>【手続きの迅速化】</p> <p>申請書等の標準処理期間については、電算処理業者への委託体制を全面的に見直し、平成26年度までに新たな電算処理システムを導入することにより、申請書等の標準処理期間を大幅に短縮(60日間→30日間等)し、業務の効率化、利用者の利便性の向上を図ることを検討する。</p>	<p>【常勤職員数の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧年金受給者の減少及び農地売買貸借等事業等事業量の低下に伴う業務量の見直しを計画的に進める。</li> <li>・一方、業務受託機関に対する審査指導の拡充・強化、当法人のガバナンスの強化等に必要な業務や組織についても計画的な体制の整備を図る。</li> <li>・以上の業務量の見直しを踏まえて、常勤職員数の見直し(削減)について検討を行う。</li> </ul>	<p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該法人は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において金融業務型の成果目標達成法人とすることとされたことを踏まえ、ガバナンスの強化を進める。</li> <li>・なお、人件費については、ラスパイレス指数が、中期目標期間中は引き続き100を下回るよう措置。</li> </ul>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人農業者年金基金			府省名	農林水産省	
沿革		昭和 45 年 10 月 特殊法人農業者年金基金 → 平成 15 年 10 月 独立行政法人農業者年金基金					
中期目標期間		平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日					
役員数及び職員数 (平成24年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		5人(2人)	4人(1人)	1人(1人)	75人		10人
年 度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	129,345	128,912	129,407	128,036	127,900	129,342
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	129,345	128,912	129,407	128,036	127,900	129,342
	うち運営費交付金	3,890	3,791	3,657	3,364	3,341	3,341
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	125,455	125,121	125,750	124,672	124,559	126,001
支出予算額の推移 (単位:百万円)		399,463	221,597	225,248	219,043	219,276	222,803
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		4,104	3,286	2,442	1,607		
		発生要因 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の貸付残高が大宗を占めている。					
		見直し案 なし					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		218	701	1,075	1,219		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		154,226	149,928	144,591	137,453	(見込み) 131,763	(見込み) 126,869
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		業務受託機関に対する業務委託費の配分方法の見直し等の事務・事業効率化による経費の節減を図る。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成23年度実績)		<p>&lt;業務運営の効率化に関する事項&gt;</p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等</p> <p>① 一般管理費(人件費を除く)については、平成19年度予算に比べ22.1%低下させた。【中期目標:15%抑制】</p> <p>② 事業費(業務委託費)については、平成19年度予算に比べ22.2%低下させた。【中期目標:13%以上抑制】</p> <p>③ 人件費(退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。については、平成17年度に比べ15.6%削減した【中期目標:18年度以降5年間で5%以上削減】</p> <p>④ 給与水準については、対国家公務員地域別指数を99.4まで低下させるとともに、その検証結果や取組状況をホー</p>					

	<p>ムページで公表した。【中期目標：18年度の対国家公務員地域別指数110.0について10ポイント低下させる。】</p> <p>2 業務運営の効率化  業務受託機関による電子情報提供システムの利用促進により業務運営を効率化させた（電子情報提供システムのアクセス件数は平成19年度に比べ330%増加。）。【中期目標：電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。】</p> <p>3 組織運営の合理化</p> <p>① 常勤職員数について中期目標期初の82人を平成23年度末で76人に縮減した。【中期目標：中期目標の期間中に常勤職員数を極力縮減する。】</p> <p>② 九州連絡事務所を平成20年度に、北海道連絡事務所を平成22年度に廃止した。【中期目標：北海道連絡事務所及び九州連絡事務所について平成22年度までに廃止する。】</p> <p>&lt;国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項&gt;</p> <p>1 農業者年金事業</p> <p>① 農業者年金の被保険者資格の有無を確実に確認するため国民年金との被保険者資格記録の突合を年2回行った。【中期目標：被保険者資格の適正な管理等を行う。】</p> <p>② 年金の受給漏れが発生しないようにするため、待期者に対し、65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求書の提出を働きかける通知を行った。【中期目標：支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。】</p> <p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用  資金運用委員会を年4回以上開催し、年金資産の構成割合の検証等を行った。【中期目標：年金資産の構成割合について、妥当性の検証を毎年度1回以上行う。】</p>
--	---

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業者年金基金		府省名	農林水産省
事務及び事業名	農業者年金事業			
事務及び事業の概要	独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に基づき、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資することを目的として、農業者年金業務を実施			
事務及び事業に係る25年度予算要求額	国からの財政支出額 (対24年度当初予算増減額)	129,341,558,000円 ( 1,441,560,000円)	支出予算額 (対24年度当初予算増減額)	222,803,308,000円 ( 3,527,785,000円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成24年1月1日現在)</small>	75人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 加入推進活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の農業者年金は任意加入となっているが、政策年金として、農業者のリタイヤ後の生活の保障とともに、就農に対する支援策の一つという面もあることから、政策年金の対象となる若い農業者の加入推進等にポイントをおいた目標の設定について検討する。</li> <li>・ 業務受託機関（市町村（農業委員会）、農協）に対する業務委託費についても、加入推進の新たな目標に沿った考え方の下に、受託機関のインセンティブを喚起するような配分方法に見直すことを検討する。</li> </ul> <p>② 業務受託機関に対する考査指導の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金業務の適正な実施のためには、当法人の管理運営の適正化に併せ、業務受託機関における業務の適正性を確保することが不可欠である。このため、当法人が定期的に考査指導を行う業務受託機関の割合を増やすとともに、課題等の見られる業務受託機関に対しては特別な考査指導を行うなど、考査指導の拡充・強化を図ることを検討する。</li> </ul> <p>③ 手続きの迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書等の標準処理期間については、電算処理業者への委託体制を全面的に見直し、平成26年度までに新たな電算処理システムを導入することにより、申請書等の標準処理期間を大幅に短縮（60日間→30日間等）し、業務の効率化、利用者の利便性の向上を図ることを検討する。</li> </ul>			
備考〔補足説明〕	<p>① これまで、加入推進に当たっては、当法人が独自に年間6,000人の新規加入という目標を設定し取り組んできたところであるが、実績としては年間3,500人程度の新規加入となっており、独立行政法人評価委員会等においても目標の見直しが必要ではないかとの指摘を受けているところ。</p> <p>今回の見直しに当たり、農業者年金が、老後生活の安定と現役世代の安心感を高め、意欲ある農業者の確保を目的とする政策年金であり、特に、経営が発展途上の農業者も、若いうちから加入して年金額の充実ができるよう、40歳までに加入する農業者であって、効率的・安定的な農業経営を目指す者（認定農業者等）に対し</p>			

	<p>ては、保険料の一部を国庫補助する仕組みを措置していることを踏まえ、次期中期目標期間においては、これらの措置の対象となる若い農業者の加入推進等にポイントをおいた目標の設定について検討する。</p> <p>また、業務受託機関に対する業務委託費についても、加入推進に新たな目標に沿った考え方の下、業務受託機関のインセンティブを喚起するような配分方法に見直すことを検討する。</p> <p>② 業務受託機関に対する考査指導については、現在、年間約 160 機関（22 都道府県）で実施しているところ。今回の見直しでは、国から都道府県に委託していた監査事業が廃止されたことを踏まえ、定期的に考査指導を行う業務受託機関数を増加させることとともに、過去に不適切な事務処理が行われた等の業務受託機関に対しては特別考査を行う等、具体的な計画を定めて効率化を図ることを検討する。</p> <p>③ 現状の各種申出書等の標準処理期間については、加入申請書等で 60 日、年金裁定請求書等で 90 日と長めとなっている。これは、使用している電算処理システムが古く、処理に相当の日数を要しているためである。現在、申出書等の即時処理を可能とする新しい電算システムの開発に着手しており、これを平成 26 年度までに導入することにより、加入申請書等については 30 日、年金裁定請求書等については 60 日まで短縮し、業務の効率化、加入者サービスの向上を図ることを検討する。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>業務受託機関に対する業務委託費の配分方法の見直し等の事務・事業効率化による経費の節減を図る。</p>

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業者年金基金	府省名	農林水産省
見直し項目	常勤職員数の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧年金受給者の減少及び農地売買貸借等事業等事業量の低下に伴う業務量の見直しを計画的に進める。</li> <li>・ 一方、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化、当該法人のガバナンスの強化等に必要な業務や組織についても計画的な体制の整備を図る。</li> <li>・ 以上の業務量の見直しを踏まえて、常勤職員数の見直し（削減）について検討を行う。</li> </ul>		
備考〔補足説明〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧年金の受給権者は毎年2万人程度減少することが見込まれており、それに伴う業務量の低下が見込まれるが、新年金については毎年度3千人～4千人程度の新規加入があり、業務量の増加が見込まれる。</li> <li>・ 農地売買貸借等事業では、H13年度以降新たな売買・融資実績はなく管理すべき債権は減少（H20年度553件からH23年度254件（△54.0%））、貸借している農地の件数も減少（H20年度47件からH23年度8件）傾向にある。</li> <li>・ 一方で、年金業務の適正な実施を確保する観点から、業務受託機関に対する考査指導や当該法人のガバナンスの強化等に伴い業務量の増加が見込まれる。</li> <li>・ これらを踏まえて、業務量の見直しを計画的に進め、業務量に応じた常勤職員数の見直しについて検討を行う。</li> </ul>		

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人農業者年金基金	<b>府省名</b>	農林水産省
<b>見直し項目</b>	管理運営の適正化		
<b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該法人は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において金融業務型の成果目標達成法人とすることとされたことを踏まえ、ガバナンスの強化を進める。</li> <li>・ なお、人件費については、ラスパイレス指数が、中期目標期間中は引き続き 100 を下回るよう措置。</li> </ul>		
<b>備考〔補足説明〕</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、当法人では、独立行政法人通則法に基づく監事監査、会計監査人による監査を行うほか、これまでの中期目標に即し、法令遵守を推進するためのコンプライアンス委員会（H20 年度設置）、年金資金の運用の適正化をはかるため外部専門家を含めた資金運用委員会の設置（H15 年度設置）、業務改善を図るための内部監査（H22 年度以降）等を行い、内部統制の強化に取り組んできたところであるが、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において金融業務型の成果目標達成法人に位置付けられたことを踏まえ、ガバナンスの強化のための見直しを検討する。</li> <li>・ 人件費については、現中期目標において H24 年度までにラスパイレス指数を 100 にするとしていることを踏まえ、次期中期目標期間中においても引き続き 100 を下回るよう措置する。</li> </ul>		



前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の対応状況(平成 24 年9月末現在)

農林水産省所管			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
	農業者年金基金	<b>【委託業務の効率化】</b>	
		● 特別相談活動事業の廃止	① 平成 19 年度をもって廃止。
		● 委託業務の実態等を踏まえた委託費の適正化、委託費全体の計画的削減	① 平成 20 年度に受託機関毎の被保険者数等に応じた配分となるよう見直し。委託費の計画的削減を着実に実施。
		● 制度普及活動について、経済性・有効性を高める観点から重点化し、メリハリを効かせた効率的な実施	① 平成 20 年度から政策的に支援する必要性の高い者の加入促進に向けた加入推進取組方針を策定し、これらの者に対し重点的に制度普及活動が行われるよう業務委託費の配分方法を見直し。
		<b>【組織面の見直し】</b>	
		● 北海道及び九州の連絡事務所の廃止	① 平成 20 年度に九州連絡事務所、平成 22 年度に北海道連絡事務所を廃止。
		● 農業者年金基金の業務実施体制を見直し、人員を極力縮減	① 業務実施体制を見直し常勤職員を 82 人から 75 人まで削減。
		<b>【給与水準の適正化等】</b>	
		● 人件費改革の取組の平成 23 年度までの継続	① 人件費改革については、平成 18 年度からの 5 年間で 5 % 以上の削減目標に対し、平成 23 年度まで継続的に取組み、21.2%を削減。
		● 地域を勘案した対国家公務員指数に係る具体的な効率化目標の設定及び取組	② 職員の給与水準について、地域を勘案した対国家公務員指数を、平成 24 年度までに平成 18 年度と比較して 10 ポイ

			ント引き下げる目標に対し、平成 23 年度までに 10.6 ポイントの引き下げを実現。
	<b>【保有資産の見直し】</b>		
	● 職員宿舎について、売却等により処分	①	平成 21 年度に売却。売却代金は平成 22 年度に国庫納付。
	<b>【その他の業務全般に関する見直し】</b>		
	● 一般管理費及び事業費に係る具体的な目標の設定	①	<p>一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間中に平成 19 年度比で 15%削減する目標を設定し、平成 23 年度までに 22.1%を削減。</p> <p>また、事業費については、中期目標期間中に平成 19 年度比で 13%削減する目標を設定し、平成 23 年度までに 22.2%を削減。</p>
	● 随意契約の見直し	①	<p>随意契約の見直しについては、平成 19 年に特殊なものや少額のものを除いて全てを一般競争入札等とするための「随契見直し計画」を策定し、随意契約の割合（件数）を 70.2% (H18) から 35.7% (H23) へ低減。さらに、その取組状況をホームページで公表。</p> <p>また、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、競争性、透明性が十分確保される方法により実施。</p>

# 独立行政法人農業者年金基金

—業務・組織の概要について—

平成24年10月1日  
農 林 水 産 省

## 1 基金の概要

➤ 設立年月日	平成15年10月1日
➤ 根 拠 法	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)
➤ 資 本 金	なし
➤ 役 員 数	5名(理事長1名、理事2名、監事2名(うち非常勤1名))
➤ 職 員 数	75名(平成24年9月末現在)
➤ 沿 革	昭和45年10月1日農業者年金基金(特殊法人)設立 平成15年10月1日独立行政法人農業者年金基金へ移行
➤ 業 務	1 農業者年金事業 2 旧農業者年金事業 (農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正前の制度) 3 農地等の借受け及び貸付け事業等

## 2 基金の目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする(独立行政法人農業者年金基金法第3条)。

### 農業者年金は農業者のための国民年金の2階部分の年金

区 分	対 象 者	1 階 部 分	2 階 部 分
国民年金第1号被保険者	農業者 自営業者	国民年金(基礎年金)	農業者年金 国民年金基金
国民年金第2号被保険者	民間サラリーマン 公務員等	国民年金(基礎年金)	厚生年金保険 共済年金
国民年金第3号被保険者	第2号被保険者の 被扶養配偶者	国民年金(基礎年金)	なし

# 国の施策と一体となった農業者年金基金の役割

国の政策目的

食料・農業・農村基本法

<基本理念>

- 1 食料の安定供給の確保
- 2 多面的機能の発揮
- 3 **農業の持続的な発展**
- 4 農村の振興

リタイア後の老後生活の安定

現役時代の所得の安定

農業者  
年金

意欲ある担い手(認定農業者等)

農業者戸別  
所得補償  
制度

- 意欲ある担い手に対する保険料の国庫補助
- 年金給付

- 意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備

<目的>

- 農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上
- 農業者の確保

◆農業の担い手の確保(基本法第4条)

◆効率的かつ安定的な農業経営の育成(基本法第21条)

◆家族農業経営の活性化(基本法第22条)

<目的>

- 農業経営の安定と国内生産力の確保

## 農 業 者 年 金 制 度 の 特 徴

財 政 方 式	積立方式の確定拠出型(将来の年金原資を自ら積立) ※加入者数に左右されない安定した年金制度										
加 入 要 件	任意加入 ・国民年金の第1号被保険者 ・20歳以上～60歳未満の者 ・年間60日以上農業に従事する者										
保 険 料	月額2万円～6.7万円の間で任意に選択 ※経営状況に応じていつでも見直し可能										
国 庫 補 助	特例付加年金 (一定の要件を満たす認定農業者等が支払う保険料の一部(最高月額1万円)) ※意欲ある担い手(認定農業者等)へ政策支援										
税制優遇措置	保険料の全額(年額12万円～80万4千円)が社会保険料控除の対象										
年金資産の運用	年金資産は基金が安全かつ効率的に運用 〔年金資産の構成割合〕(被保険者ポートフォリオ) <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">短期資産</td> <td style="padding: 2px 5px;">国内債券</td> <td style="padding: 2px 5px;">国内株式</td> <td style="padding: 2px 5px;">外国債券</td> <td style="padding: 2px 5px;">外国株式</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">1%</td> <td style="padding: 2px 5px;">70%</td> <td style="padding: 2px 5px;">12%</td> <td style="padding: 2px 5px;">5%</td> <td style="padding: 2px 5px;">12%</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 5px; font-size: small;">※受給権者ポートフォリオの資産運用は、国内債券100%</div>	短期資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	1%	70%	12%	5%	12%
短期資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式							
1%	70%	12%	5%	12%							

# 新 制 度 と 旧 制 度 の 比 較

項 目	新 制 度 (平成14年1月から)	旧 制 度 (平成13年12月まで)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業者の老後生活の安定・福祉の向上</li> <li>■ 農業者の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業者の老後生活の安定・福祉の向上</li> <li>■ 農業経営の近代化及び農地保有の合理化</li> </ul>
財 政 方 式 年 金 設 定	<u>積立方式＋確定拠出型</u> (将来の年金原資を自ら積立)	<u>賦課方式＋確定給付型</u> (現役世代の負担でリタイア世代を扶養)
加 入 要 件	<u>任意加入</u> > 国民年金の第1号被保険者 > 20歳以上60歳未満の者 > 年間60日以上農業に従事している者	<u>強制加入</u> > 国民年金の第1号被保険者 > 20歳以上60歳未満の者 > 50a以上の農地等の権利名義を有する者
保 険 料	<u>月額2～6.7万円の間で任意に選択</u> (意欲ある担い手に対し保険料の国庫補助(最高月額1万円))	<u>定額(月額20,440円(平成13年))</u>
年 金 の 種 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特例付加年金                              原則65歳到達、農業経営の廃止(経営継承)、保険料納付済期間が20年以上である場合の3つの要件を満たした場合に支給</li> <li>■ 農業者老齢年金                              原則65歳到達により支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営移譲年金                              保険料納付済期間が20年以上ある者が65歳までに後継者等へ経営移譲した場合に支給</li> <li>■ 農業者老齢年金                              保険料納付済期間が20年以上ある者が経営移譲をしなかった場合に65歳に到達したことにより支給</li> </ul>



# 平成13年農業者年金制度改革について

**制度改革前**

(旧農業者年金制度 昭和45年～)

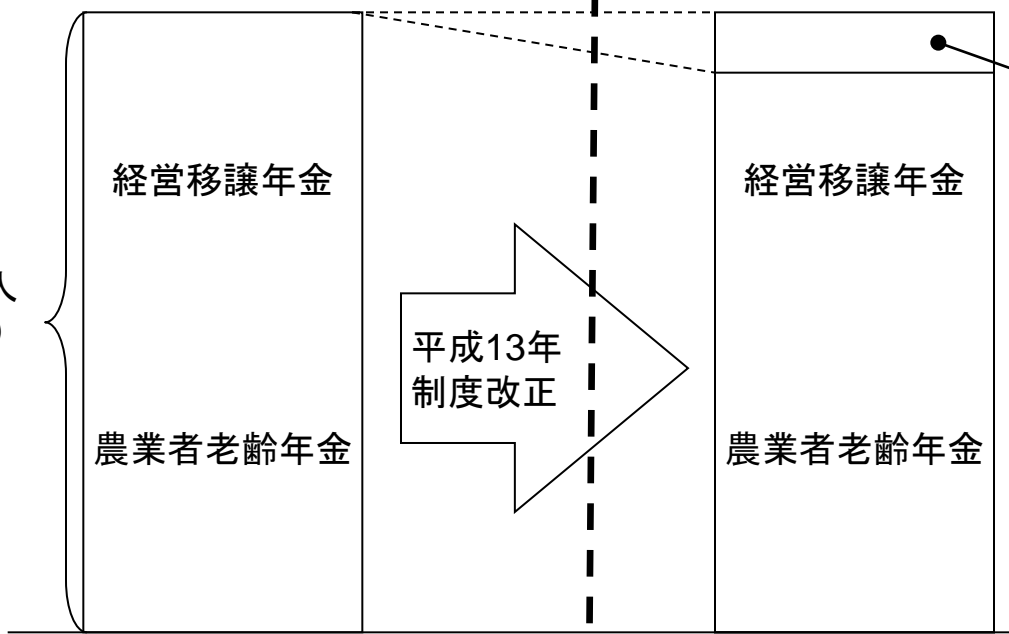
**制度改革後**

(新農業者年金制度 平成14年～)

強制加入      賦課方式

任意加入      積立方式

受給者75万人  
(1,699億円)



既裁定者の年金額  
約1割カット

[制度改革時の状況]

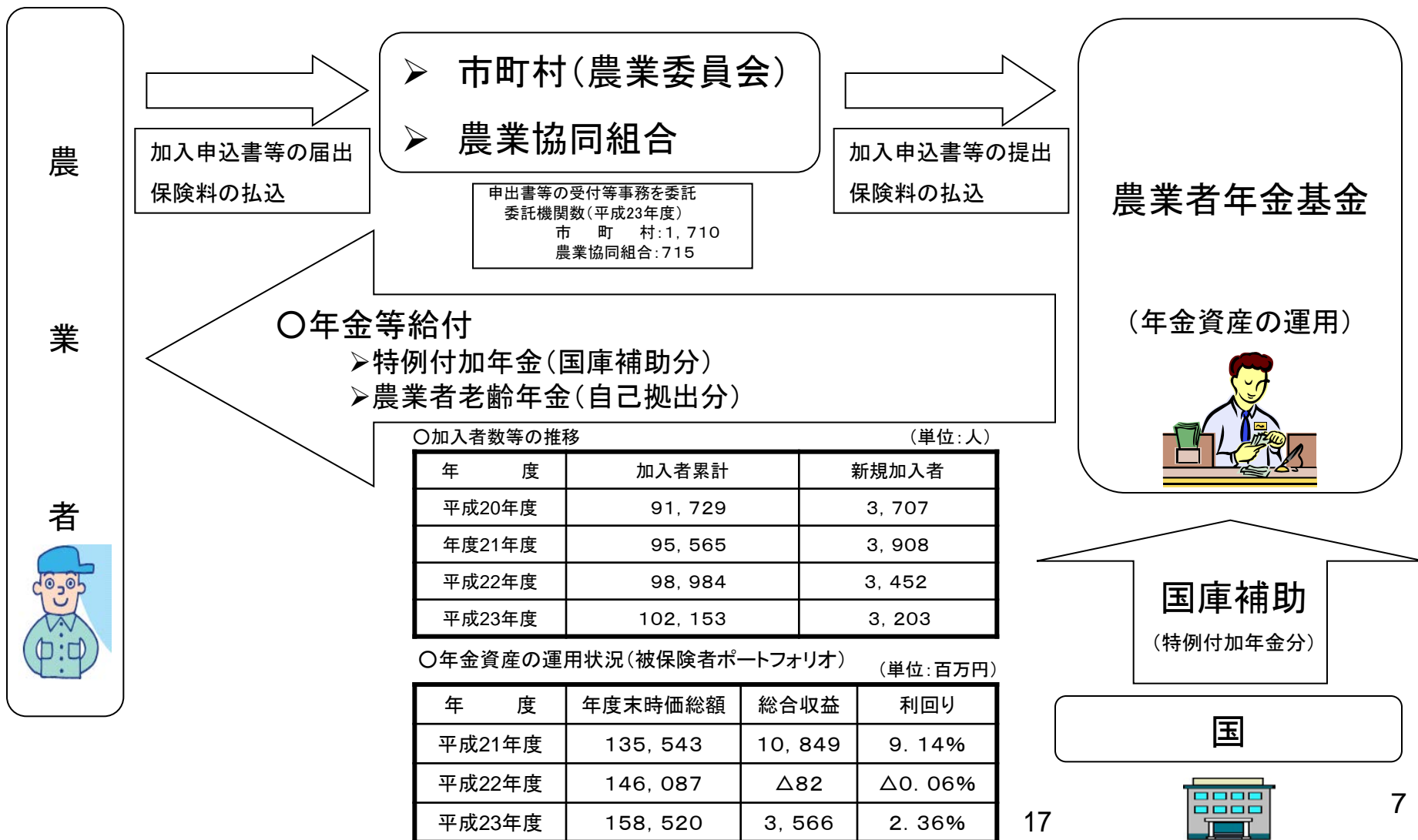
- 新規加入者の激減  
(加入者29万人に対して受給者75万人)
- 保険料収入535億円に対して年金支出1,699億円 (平成10年度)

年金財政の  
破綻の恐れ

### 3 基金業務の概要

平成13年に抜本的な法改正を行い、平成14年から新制度に移行

#### ① 農業者年金事業



## ② 旧農業者年金事業

農  
業  
者



○年金等給付～50. 6万人に対し年金を給付～

- 経営移讓年金
- 農業者老齡年金
- 一時金

※旧制度の年金給付を経過的に実施

○年金支給額、受給権者数の推移

(単位: 百万円、千人)

年 度	経営移讓年金	農業者老齡年金	一時金	受給権者数
平成21年度	67, 948	71, 887	390	570
年度22年度	66, 306	68, 181	376	538
平成23年度	64, 275	63, 975	357	506

農業者年金基金



国庫負担

(年金等給付費)

国



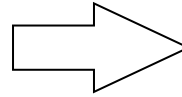
※この他、経過措置として、農地等の借受け及び貸付け事業、貸付金債権等の管理・回収等を実施

## 4 業務運営の効率化・提供するサービスの向上の取組(現中期目標に対する達成状況)

### ① 業務運営の効率化による経費の抑制

#### 【目標】

- (1) 一般管理費 平成19年度比で15%削減
- (2) 事業費 平成19年度比で13%以上削減



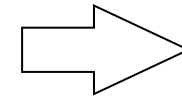
#### 【達成状況】

- (1) 一般管理費 22.1%削減(H23)
- (2) 事業費 22.2%削減(H23)

### ② 業務運営の効率化

#### 【目標】

- (1) 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等の簡素化を実施
- (2) 被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用促進等により業務運営の迅速化・簡素化を実施



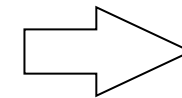
#### 【達成状況】

- (1) 裁定請求時の添付資料等の簡素化を実施(H21)
- (2) 受託機関における電子情報提供システムのアクセス件数の増加  
283千件(H20) → 791千件(H23)

### ③ 組織運営の合理化

#### 【目標】

- (1) 常勤職員の縮減
- (2) 地方事務所の廃止
- (3) 内部統制機能の強化を図る観点からコンプライアンス委員会を設置



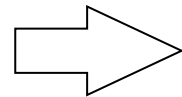
#### 【達成状況】

- (1) 常勤職員数 82人(H19)→75人(H23)
- (2) H20に九州事務所を、H22に北海道事務所を廃止
- (3) H20にコンプライアンス委員会を設置

### ④ 提供するサービスの向上

#### 【目標】

- (1) 資産運用の妥当性の検証を年1回以上実施
- (2) 運用成績を四半期ごとにホームページで情報公開し、毎年度、加入者に保険料納付額等及びその運用収入の額を通知



#### 【達成状況】

- (1) 資金運用委員会を年4回以上開催
- (2) 運用結果をホームページで公表するとともに、毎年度、運用収入を加入者に通知

# 5 組織図

平成24年9月末現在

